

5 ごみ・し尿の動向

安城市は「日本デンマーク」と呼ばれるほど農業の盛んなまちでしたが、人口の増加や都市化が進むにつれてごみ量も増加の一途をたどり、昭和40年代半ば、ついに「ごみ戦争」とも呼ばれるごみの処理に苦慮する事態となりました。

昭和49年「ごみと戦う」という8ミリ映画を作製して、ごみの分別や資源ごみの再利用など、日常なにげなく出されて捨てられるごみに対して再認識を働きかけた結果、「省資源・省エネルギー」という社会意識の向上とも相まって、昭和52年を境に急激な増加を続けてきたごみもその落ち着きをみるようになりました。

昭和54年4月、新しい焼却炉が稼動を始め、従来一部埋立処理されていた可燃ごみを焼却処理することにより、その処理割合は昭和54年度で半々に、昭和57年度では焼却量が埋立量のほぼ2倍となりました。一方、各町単位で資源ごみ回収推進の指導を強化して減量化及びリサイクル運動の普及に努めたことにより、増加を続けた焼却処理量が昭和58年度では減少を見ることになりました。

さらに、昭和60・61年度の生ごみ堆肥化促進器具購入に対する補助制度で減量化が促進される一方、昭和61年の円高による有価物価格の低下等により、資源ごみの回収量が減少し、再びごみ量の増加傾向があらわれました。この対策として昭和62年度より、資源ごみ回収事業推進報償金交付制度を設け、登録団体のごみ回収量に対し報償金を交付しています。

平成に入ると、不燃ごみの埋立処分量はほぼ横ばいになりましたが可燃ごみの焼却処理量は増加を続けました。そこで、ごみの減量化を推し進めるため、平成5年度に安城市ごみ減量化検討委員会が設置され、様々な対応策が検討されました。翌年度に検討委員会よりごみ減量化の提言を受けることに相前後して、ごみ減量化の実現に向け、平成5年度より生ごみたい肥化促進に関する補助金制度を再開し、平成7年度からは、電気式生ごみ処理機を加えた生ごみ処理機購入補助金制度を設けました。

安城市ごみ減量化検討委員会は、平成8年度に安城市廃棄物対策推進委員会への改組を経て、平成19年度に市長の公約であるごみ減量20%の実現に向けた具体的施策について市民視点での提言を求める市長の諮問を受け、委員定員を9名から12名とする機能強化と合わせ、安城市ごみ減量推進委員会に名称も改めました。

平成19年12月には、10回に及ぶ委員会での活発な協議を経て、ごみ減量20%に関する答申を委員会よりいただき、提言のあった各種施策の実現化を進めてきました。

例えば、平成20年度から資源化の強化策として古紙の資源ごみステーションでの収集を開始し、平成21年度にも古着を収集品目に加え、分別収集の強化をしてきました。また、市民主体のごみ減量の取り組みを促すため、平成20年度から22年度において町内会等で延べ282回ごみ減量分別説明会を実施するなど、ごみ減量に向けた施策として成果を生んでいるものもあります。

その他、生ごみ処理機器の普及を図るため、購入補助金制度の拡充や指定ごみ袋等の仕様を変更し、特に可燃ごみ用の指定袋については容量を少なくする改定を行い、全世帯に向けて減量意識の喚起を図りました。

その結果、平成22年度末には、平成17年度の資源ごみを除くごみ量に比べ、1人1日あたり21.4%（家庭系ごみ17.3%、事業系のごみ30.0%）減量することができました。

平成23年度からは、新たにごみ減量30%を目標として、更なるごみ減量に取り組んできました。平成24年度に生ごみ処理の促進のため補助上限額の増額や平成25年度末に資源ごみの一括持ち込みが可能な総合リサイクルステーション（エコらんど）を新設し、分別の促進及び乾燥生ごみ交換事業の拡大をし、減量の促進を図っています。また、平成26年度に事業系一般廃棄物の環境クリーンセンターへの搬入について、搬入物検査を強化し産業廃棄物の混入防止及び古紙の再資源化を図りました。平成27年度からは、市民協働による市民と行政が協力したごみ減量及び再資源化の推進を図っており、令和5年度末の減量率は平成22年度末を上回る23.1%となっています。

施設整備の状況に目を移すと、平成9年3月から稼動のごみ焼却施設の老朽化に対応するため、平成23年度に作成した長寿命化計画に基づき平成24年から3か年事業で基幹的設備の改良工事を実施し、その後施設全体の計画的な整備を行っています。さらに、現施設を少しでも長い期間供用するため、平成30年度に精密点検を実施しました。精密点検結果を踏まえ、目標年度まで整備してまいります。加えて、令和元～2年度にかけて策定した「安城市廃棄物処理施設整備基本構想」において、再度の基幹的設備改良工事により、さらなる延命化を図ることを方針として決めました。令和6年6月には、施設整備の基本方針や、具体的な工事内容をまとめた「ごみ焼却施設整備基本計画」を策定しました。

平成10年7月に不燃ごみや粗大ごみを処理するリサイクルプラザが完成し、不燃ごみ・粗大ごみは破碎処理後、鉄・アルミ・可燃残さ・不燃残さに分別し、再資源化可能な金属類や硬質プラスチックを売却すると共に、粗大ごみとして搬入されたごみから、小型家電等を分別して売却することで、埋立処分場の延命化を図っています。

山間部のない安城市では埋立処分場の設置は容易でなく、逼迫する埋立処分場確保のため、平成16年度末から平成20年度までかけて、現在使われている榎前町宮下地区処分場の再生事業を行い、32,900m³の埋立容量を確保しました。

し尿はその一部が従来農地に還元されていましたが、工業の発達や衛生観念の移り変わり、さらに人口増加により昭和40年代後半までは増加したものの、昭和50年度以降は、浄化槽の広範な普及により、し尿収集量は減少傾向にあり、令和5年度では全体処理量のうちし尿割合が5.0%、浄化槽汚泥・農集排汚泥の処理割合が95.0%となっています。

一方、平成5年度から新たに公共下水道が一部の地区で供用開始となり、以後も順次供用開始区域を拡大しており、さらには平成11年度から農業集落排水機場が使用開始され、し尿処理施設への搬入量が、し尿・浄化槽汚泥ともに減少しております。

また、施設の老朽化への対応と施設運営の効率化を図るため、現施設を下水道放流施設に改造し延命化するとともに、汚泥等の資源化を行う汚泥再生処理センターへ改造するために、平成25年度にし尿処理施設基本計画を策定し、平成27年6月より2か年事業で改修整備工事を実施しました。資源化された汚泥等は、ごみ焼却施設の助燃剤として活用しています。